

公告

一般競争入札公告

一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月20日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 件名
広報南さんりく広告枠売却業務
- (2) 売却物件の概要
南三陸町の広報紙「広報南さんりく」の1日号に設定する8枠に民間企業等の広告を掲載する権利
- (3) 広告の掲載期間
平成30年5月号から平成31年4月号まで
- (4) 売渡基準額
518,400円（税込み）

2 入札参加資格

- (1) 南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）に基づく競争入札参加登録を受けた者であること。
- (2) 南三陸町入札参加業者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

3 入札参加に必要な事前提出書類

- (1) 一般競争入札参加申込書
入札に参加するものは、一般競争入札参加申込書を持参又は郵送で提出しなければならない。
- (2) 一般競争入札参加申込書・仕様書の交付
ア 交付期間
平成30年3月20日（火）から同月23日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの時間

帯を除く。)

イ 交付場所

南三陸町企画課

※ 南三陸町ホームページからもダウンロードできるものとする。

(3) 一般競争入札参加申込書の提出期限

ア 提出期限

平成30年3月23日(金)午後5時(必着)

イ 場所

南三陸町企画課

4 入札手続

(1) 入札方法

ア 町指定の入札書を1枚作成し封入・封印の上、持参又は郵送により提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、消費税を含まない金額とすること。

(2) 入札書の提出期限

ア 提出期限

平成30年3月26日(月)午後3時(必着)とする。

イ 場所

南三陸町企画課

5 入札保証金

入札者は、南三陸町財務規則第92条の規定により、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納入すること。ただし、落札者が同規則第93条第1項の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納入を免除できるものとする。

6 開札等

(1) 開札は、平成30年3月26日(月)午後4時に、南三陸町役場1階会議室(1-1)において行うものとする。なお、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により入札者が立ち会わない場合は、当該入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(2) 入札した者のうち、売渡基準額以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 上記に該当する者が2人以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

7 入札の無効等

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者並びに南三陸町財務規則の規定に違反した者の入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格がある旨を承認された者であっても、承認後入札時点において、入札参加資格を満たさなくなった者の入札は、無効とする。

8 契約の締結

(1) 契約の締結

契約は、開札日の翌日から起算して7日以内に締結しなければならない。落札者が期限までに契約を締結しない場合、落札はその効力を失う。

(2) 売買代金

売買代金は、落札が決定した入札書記載の金額に消費税を含めた金額とする。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第106条第1項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものとする。

10 その他

(1) 広告掲載基準

掲載する広告は、南三陸町広告掲載要綱（平成19年南三陸町告示第78号）、南三陸町広告掲載基準（平成19年南三陸町告示第79号）及び南三陸町広告掲載基準の細目に関する要領（平成19年南三陸町告示第80号）の規定に適合するものであること。

(2) 問い合わせ

不明な点については、当町担当者に照会すること。

南三陸町企画課企画情報係 担当者 佐藤

電話 0226-46-1371（直通）

FAX 0226-46-5348